

任應安元年八月七日、永和二年十一月九日、應永<sup>十二年七月五日</sup>月八日、肆通之支證之旨、爲當知行不可有相違之由所被仰下也。仍執達如件。

永享九年八月六日

備前守源朝臣 在判

(本文書中に應永十二年七月五日とあるは十三年七月五日、廿二年卯月八日とあるは廿六年卯月八日の誤寫なるべし。文安五年十二月の條参照。又その應安元年のものは馬繫村吉弘名、永和二年と應永廿六年とのものは馬繫村恒利名のことに関すれども、應永十三年の文書は現に傳はらざるを以て明らかならず。)

九月廿五日。本願寺存如、石川郡專光寺に、三帖和讃を書して與ふ。

【專光寺藏三帖和讃奥書】 金澤

八四五

永享九年巳九月廿五日

右筆 本願寺住持存如 在判

加州吉藤專光寺常住也。

十一月十一日。能登守護畠山義忠の奉行光貞、彌郡時春に、鳳至郡大澤村内黒杉分を給分として交付せしむ。

【筒井文書】 鳳至郡

八四六

能登國大澤村内黒杉分事、依有由緒、彌郡民部承時春爲給分被仰付之上者、早可沙汰付下地於時春之由也。依執達如件。

永享九

十月十一日

光 貞 在判

水室兵庫允殿

永享十年

戊午

紀元二〇九八

正月十一日。藤原滿宗、石川郡祇陀寺に、能美郡河内莊の畠地を寄進す。

【祇陀寺文書】

八四七

祇陀寺奉寄進加賀國河内庄畠地<sup>坪付事</sup>

合參ヶ所者

一所ます谷

南はわたつ村内小さいわう谷をさかろ  
西は同小さいわう谷の内へさかろ  
北はあいたきをさかろ、東は別宮ふくまん名

一所大ひら

南は大内谷さかろ、西は小野をさかろ  
北は野山をさかろ、東は吉田山の尾さかろ

一所小野山

南は大ひらをさかろ、西はミこの清水の宗  
堂のうしろまでさかろ、東は吉谷の  
北は御子の清水道蓋地さかろ、東は吉谷の  
たうげをさかろ

右彼參ヶ所畠地四至堺之狀如件。

永享十年正月十一日

上野介<sup>(藤原)</sup>滿宗 在判

(河内庄は能美・石川二郡に跨り、祇陀寺は石川郡の同庄に屬すれども、こゝに寄進せられたる地には御子清水あるが故に能美郡なり。)

二月九日。能登守護畠山義忠、彌郡時春に、その給分鳳至郡大澤村内黒杉分を安堵せしむ。

【筒井文書】 鳳至郡

八四八

能登國大澤内黒杉分事、依有由緒、爲給分預置上者、不

可有領掌相違之狀如件。

永享十年二月九日

在判<sup>(畠山義忠)</sup>

彌郡民部<sup>(時卷)</sup>承殿

(永享九年十月十一日の條参照。)

永享十一年

己未

紀元二〇九九

六月廿三日。本願寺存如、石川郡專光寺に、持名鈔及び教化集を與ふ。

【專光寺藏持名鈔奥書】 金澤

八四九

此聖教ハ大谷本願寺ヨリ賀州吉藤專光寺へ下畢。

永享十一年六月廿三日

本願寺住持 存如 在判

【專光寺藏教化集奥書】

八五〇

永享十一歳六月廿三日大谷本願寺ヨリ賀州吉藤專光寺へ下所也。